

## 第 2 期三次市子ども・子育て支援事業計画の変更について

## 2 教育・保育施設の確保

## (1) 教育・保育の需要量と確保の方策

No.	頁	項目	変更前	変更後	理由 (「確保の内容」に追記または変更)	
1	66	○令和 3 年度以降の 「確保方策(提供量)」の「特定教育・ 保育施設」	「1号認定」	238人	189人	令和 3 年 3 月をもって十日市幼稚園 が閉園することによる定員減
2			「2号認定」 (教育)	211人	180人	※ 1号認定 49人減 ※ 2号認定 31人減
3			「2号認定」 (保育)	1,330人	1,255人	令和 3 年 4 月から次の保育所の定員 を変更することに伴う定員減
4			「3号認定」 (1・2歳児)	512人	515人	【愛光保育所】140人→110人 【十日市保育所】172人→170人 【東光保育所】190人→150人
5	66	○令和 3 年度以降の 「確保方策(提供量)」 の「地域型保育事業」	「3号認定」 (1・2歳児)	96人	81人	令和 3 年 4 月からあおぞらひよこ園 の認可設置による定員減 【認可外保育施設】 1歳児 5人減, 2歳児 12人減 【地域型保育事業】 1歳児 3人増, 2歳児 6人増
6			「3号認定」 (0歳児)	32人	30人	令和 2 年 7 月をもって喜楽園託児所 が閉所したことに伴う定員減(2人 減) ※ 令和 3 年 4 月からあおぞらひよこ 園の認可設置による定員の増減は なし(認可外保育施設 3人減→地 域型保育事業 3人増)

### 3 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

##### ②-1 及び②-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

No.	頁	項目	変更前	変更後	理由 （「確保の内容」に追記または変更）
1	67・68	○令和3年度以降の「確保方策」	29,500	23,600	令和3年3月をもって十日市幼稚園が閉園することによる配置職員の減少（配置職員数5人→4人）

※頁は、計画のページ数です。

